

## ミュージカル パーフェクトファミリー ファンクラブ 会員特約

### 第1条（総則）

本規約は株式会社ニュービジョン・ミュージカルファクトリー（以下「当社」という）が運営する「ミュージカル パーフェクトファミリー ファンクラブ」（以下「本会」という）に関して、第3条に定める会員（以下「会員」という）による利用の一切に適用されるものとします。

### 第2条（目的）

本会は、本会の事務局（以下「事務局」という）を通じて会員に対して様々な会員特典・サービス等を提供することにより、「ミュージカル パーフェクトファミリー」の応援活動の活発化・円滑化を図ることを目的とします。

### 第2条（本規約の範囲）

当社が本規約の他に別途定める、本会の会員特典やサービス（以下、各種の会員特典を含み「本サービス」という）に関しての利用規約等（以下「利用規約等」という）も、その目的の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。

2. 本規約本文の定めと、利用規約等の定めとが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

### 第3条（会員）

本規約における「会員」とは、本規約及び利用規約等の内容に合意し、本会へ当社所定の手続きと年会費の入金（以下「入会申込」という）を行い、当社が本会への加入（以下「入会」という）を承諾した個人、家族、法人・団体等をいいます。

2. 会員は、入会申込の時点より、本規約及び利用規約等の内容に同意しているものとみなされます。

3. 本会には以下に定める会員の種別があります。

- (1) レギュラー会員：個人の名義による会員
- (2) ファミリー会員：家族の名義による会員
- (3) コーポレート会員：法人・団体等の名義による会員

4. ファミリー会員及びコーポレート会員は、本規約の他、別途定める各会員特約も適用されるものとします。

### 第4条（入会資格）

本会への入会を希望し、入会申込を行った上で、当社の承諾を受ける前の方（以下「入会申込者」という）が以下の事項のいずれかに該当する場合、本会に入会することができません。

(1) 入会申込時の記載事項に虚偽、誤記、記入漏れ等がある場合

(2) 入会申込者が実在しない場合

(3) 入会申込者の承諾なくして他人が申込んだ場合

(4) 入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為（入場券等の不平等な売買行為）又はショバ屋行為（座席等の不平等な占拠行為）である、若しくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為又はショバ屋行為の常習者であると当社が認める場合

(5) 入会申込者がいわゆる暴力団組員、構成員や関係者であると当社が認める場合

(6) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合

(7) 本会の年会費の入金がない、若しくは不足がある場合

(8) 入会申込をした時点で当社との間での何らかの支払いを怠っている場合または過去に支払いを怠ったことがある場合

(9) 入会申込時において、満18歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに入会申込した場合

(10) 入会申込者の住地（当社からの送付物の送付先）が日本国外である場合

(11) 本規約又は利用規約等に違反した場合

(12) その他、会員として不適当であると当社が認める場合

### 第5条（入会の承諾及び取消）

本会への入会申込は、本規約及び利用規約等の内容に合意いただける方のみが、当社所定の方法により、入会申込及び当社所定の年会費のお支払いをされた時点で完了したものとします。

2. 当社は、入会申込者が入会申込を完了し、第4条の事項のいずれにも該当しない場合に、その申込を承諾します。

3. 当社からの入会承諾の意思表示は、事務局からの会員証の発行をもって行い、入会申込者が会員証を受領したときから会員資格を得て、本サービスを利用することができるものとします。

4. 前項の承諾後に会員が第4条の事項のいずれかに該当していることが判明した場合、当社は、会員へ事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとし、その場合、第18条第3項の定めにより年会費を返却しません。

### 第6条（有効期間）

会員資格の有効期間は、当該年度の1月1日から同年度の12月31日までの1年間とします。但し、前記期間の途中で

入会または継続の手続きを行われた方の会員資格有効期間は、前条の承諾の日または第7条の更新の日より当該年度の12月31日までとします。

#### 第7条（更新）

当社は、前条の有効期間満了の時期に、事務局から会員に対して、次年度の会員プラン、会員特典及び会員資格更新の連絡を行うものとし、会員から当社が指定する期日までに退会の連絡がない場合には、当社所定の支払方法により次年度の年会費決済が完了した時点で、会員資格は次年度も更新されるものとします。また、以降の年度においても同様とします。

2. 本条により会員資格が継続となった会員は、次年度以降の会員規約その他利用規約等に合意したものとみなされます。
3. 当社の指定する期日までに当社所定の支払方法による申込が行われなかった場合、更新後の会員番号が変更となる場合がございます。

#### 第8条（会員証）

当社が第5条第2項の承諾をする場合、事務局より会員証を発行し、これを会員に貸与します。

2. 会員証は、その裏面に会員名が記載されたご本人、ご家族、法人・団体等に限り利用可能とし、会員による本サービスの利用に際して必ずご提示いただきます。当該ご提示がない場合、本サービスを受けることができないこととします。
3. 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第26条記載の「ミュージカル パーフェクトファミリー ファンクラブ事務局」宛に連絡するものとします。

4. 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、別途定める再発行手数料を会員にご負担いただくことにより、当社は、会員証を再発行いたします。

5. 当社は、次の事項のいずれかに該当する場合、当該会員の了承を得ることなく、当該会員に対して発行した会員証の使用を停止する場合があります。

- (1) 電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により会員と連絡を取ることができない場合
- (2) 第三者により会員証が不正に使用されている場合、又はそのおそれがあると当社が認める場合
- (3) 第6条第4項に定める会員資格の取消事由に該当するおそれがあると当社が認める場合
- (4) その他当社が緊急性が高いと認める場合

6. 当社が前項の措置を取ることにより当該会員がサービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第9条（会員特典）

会員は入会后、本会が規定する入場券、招待券、物品類等の会員特典を受けることができます。

2. 会員特典の内容は、年度により当社が別途定めることとします。また、当社の事情により内容が変更となる場合があります。
3. 事務局が発行する送付物等（郵便物、電子メールを含む）が会員の事情または会員が契約する通信会社、運送会社等の事情により会員に送達されない場合、当社は、特典に関する受付期間延長等の対応等をいたしません。

#### 第10条（譲渡等の禁止）

会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者（以下「第三者」という）に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。

2. 会員は、その資格を利用して入手した物品類（入場券、招待券を含む）をインターネットオークションへの出品や転売等、本会及び本サービスに関して営利を目的とする行為並びにその準備を目的とする行為はできません。
3. 会員が前項に該当する行為を行ったと思料される場合、当社は、事実関係の調査が完了するまでの間、当該会員に対して本サービスの全部又は一部の提供を停止するものとします。

#### 第11条（会員個人情報の変更）

会員は、住所、電話番号、電子メールアドレス等入会申込時の記載事項に変更があった場合、速やかにその内容を当社所定の方法により第26条記載の「ミュージカル パーフェクトファミリー ファンクラブ事務局」宛に届け出ることとします。

2. 会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届けを提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等をすべて負担するものとします。

3. 婚姻等による姓の変更等、当社が特別に承諾した場合を除き、氏名の変更手続はできないこととします。

4. 入会申込時の記載事項及び第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。

5. 送付物が2回以上にわたり会員に届かない場合、当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止し、サービス提供の義務を負わないこととします。

#### 第12条（退会）

会員は、随時、所定の手続きを行い、本会を退会することができます。退会と同時にその諸権利を失うものとします。

2. 会員資格は一身専属のものとし、当社は、会員の死亡を知り得た時点をもって、当該会員から前項の退会手続きがあったものとして取り扱います。

3. 本条第1項または第2項により退会となった場合、当社は、会員又はその相続人等に対して年会費を返却しません。

4. 当社は、本会及び本サービスの利用に関し、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退

会の処分を行う場合があります。

#### 第13条（自己責任の原則）

会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。

2. 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 会員は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

4. 当社は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

5. 当社以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当社はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

#### 第14条（営業活動の禁止）

会員は、本会及び本サービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

#### 第15条（その他の禁止事項）

会員は、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (3) 第三者になりすまして本会に入会する行為
- (4) 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
- (5) 会員証、会員番号、パスワード、入会記念品、入場券、招待券、当選はがき、入場券の当選予約番号、会報等の郵便物、プレゼント賞品等を第三者に譲渡する行為
- (6) 当社又は第三者を誹謗中傷する行為
- (7) 当社又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為
- (8) 本会の運営を妨げるような行為
- (9) 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為
- (10) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

#### 第16条（年会費）

第6条の有効期間に対応する本会の年会費は、会員種別に応じて別途定めるものとします。また、年会費以外の利用料金の支払いを要する任意の有料サービスを行う場合、当社は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。

2. 会員は、前項に定める年会費等を当社の定める方法により支払うものとします。

3. 当社は、理由の如何を問わず、一旦納入された年会費を会員に対して返却いたしません。

4. 年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員の負担とします。

#### 第17条（当社からの通知）

当社は、会員に対し必要な通知事項（本規約を含む）を、随時、公式サイト上で公表します。

2. 前項の通知事項は、当社が当該事項を公式サイト上に掲示した時点より、効力を生じるものとします。

#### 第18条（本サービスの変更等）

当社は、本規約及び利用規約等並びにこれらに基づく本サービスの内容について、会員の了承を得ることなく、予告なく新設制定・変更・改定・廃止することができ、会員は予めこれを承諾するものとします。

2. 本規約及び利用規約等並びに本サービスの内容の新設制定・変更・改定・廃止は、当社が特別に定める場合を除き、本会のホームページに表示した時点からその効力を生じるものとします。

#### 第19条（本会の終了）

当社は、3ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本会を終了し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

2. 前項により本会が終了した場合、本会及びサービスの利用により会員又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

#### 第20条（会員情報の取扱い）

当社は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、本サービスの利用履歴等会員に関する情報（以下、これらを総称して「会員情報」という）を取得・保有するものとし、会員情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとします。

#### 第21条（会員情報の利用目的）

会員情報の利用目的は次の各号のとおりとします。

- (1) 本会の会員向け記念品等の商品発送等本サービスの提供

- (2) 本会及び本サービスに関するお客様サポート
  - (3) 当社の商品、サービス等本会に関するお知らせを会員宛に電子メール、郵便等により送付すること
  - (4) 当社及び当社の業務委託先から、会員にとって有益であると当社が判断する情報を会員宛に電子メール、郵便等により送付すること
  - (5) 今後のサービス実施・商品開発や営業活動のための統計資料の作成
- なお、会員資格終了後も当社は会員情報を上記の目的で利用いたします。

#### 第22条（個人情報の第三者提供）

当社は、法令に基づく場合その他「個人情報保護に関する法律」に定める場合を除き、当社が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（当社が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く）に対して提供しないものとします。

#### 第23条（会員の肖像等の使用）

当社は、当社が会員に対してイベント型の特典を提供する際、当該特典に参加する会員の氏名・肖像・音声等を記録・録画・録音し、広報宣伝を目的として、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・インターネット等で放送、掲載、配信等を行うことがございます。会員はこれらの利用について承諾するとともに、承諾しない場合、特典への参加をお断りさせていただく場合がございます。

#### 第24条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

#### 第25条（専属的合意管轄裁判所）

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### 第26条（問合わせ先）

本会、本規約についてのお問合せは、次の宛先までお願いします。

〒216-0005

神奈川県川崎市宮前区土橋 4-10-6

株式会社ニュービジョン・ミュージカルファクトリー

ミュージカル パーフェクトファミリー ファンクラブ事務局

Tel 044-982-9327（10:00～17:00） ※日曜・年末年始は休業

Fax 044-982-9337

電子メールアドレス pf-info@new-vision.co.jp

#### 第27条（公式サイト）

本規約に基づく通知事項は、下記当社公式サイトに掲載します。

ホームページ <http://www.pf-newvision.com/>

#### 附則

本規約は、2015年1月1日から施行します。

ミュージカル パーフェクトファミリー ファンクラブ  
ファミリー会員特約

第1条（会員種別）

本会員種別は、「ファミリー会員」と称します。

第2条（適用）

ファミリー会員に対しては、「ミュージカル パーフェクトファミリー ファンクラブ 会員規約」（以下「本規約」という）の他、本特約が適用されるものとします。

第3条（入会条件）

ファミリー会員の入会条件は以下のとおりとします。

- (1) ファミリー会員申込者全員が、会員となる資格を有していること
- (2) ファミリー会員申込者全員が、同時に「ファミリー会員」として入会の申込を行なうこと
- (3) ファミリー会員申込者全員が、それぞれ二親等以内であること

第4条（入会手続）

ファミリー会員申込者は、代表者1名を定め、本規約および本特約の内容を承諾の上、代表者を通じて別途定める方法で入会申込を行い、当社が入会を承認することにより会員となります。ただし、当該年度に中学生以下である方は代表者になれません。

2. 代表者は、他のファミリー会員申込者全員を代表して入会申込を行なう正当な権限を他のファミリー会員申込者全員から得るものとします。

3. ファミリー会員申込者は、入会申込の時点で、本規約および本特約の内容に合意しているものとみなされます。

4. ファミリー会員の年会費は、代表者が全額を一括して支払うものとし、分割での支払い、又は代表者以外の名義による支払いはできないものとします。

第5条（通知等）

当社は、当社からファミリー会員に対する通知、送付物の送付等を、代表者に対してのみこれを行い、これをもって他のファミリー会員に対する通知、送付物の送付等とみなすことができます。

附則 本特約は2015年1月1日から施行します。